

島根県報

号外第三七号

(金曜日)

第六条中「対象職員は」の下に「貸与期間が満了したとき」を加え、同条ただし書を次
のよう改める。

ただし、再使用が不能の貸与品は、島根県会計規則第二百二条第一項の規定による不用

の決定があつたものとみなし、文書職員は無償又は適正な価格で譲渡することができる。

目次

島根県職員被服等貸与規程の一部改正

訓令

島根県訓令第十四号

する。
島根県職員被服等貸与規程
(昭和四十六年島根県訓令第一号) の一部を次のように改正

島根県知事 澄田信義

第一条中「（昭和五十九年島根県規則第五号）」を「（平成十五年島根県規則第三十

		六	五	四	総務部営繕課に勤務し、建築及び修繕工事の執行に係る調査、測量、監督及び検査に従事する職員	雨衣 防寒衣 長靴 作業靴	作業衣（冬） （夏）
ベルト	救助服 (上、下)	無線局施設の管理事務に従事する職員	総務部消防防災課に勤務し、火薬類又は高圧ガス取締事務に従事する職員	作業衣 (冬) (夏)	作業衣 (冬) (夏)	作業帽 安全靴	作業衣 (冬)
一個	一着	四着	一着	一着	一足	一着	一着
一年	三年	三年	三年	三年	三年	二年	三年

別表の一の表三十一の項目対象職員の欄中「農林水産部総務管理課」を削り、「生産指導課」を「農業經營課」に、「農林水産部林業管理課、農林水産部林業振興課」を「農林水産部林業課」に、「農林水産部漁業管理課、農林水産部水産振興課、農林水産部漁港課」を「農林水産部漁港課」に、
事する職員

九	八	七
地域振興部土地資源対策課、 隠岐支庁又は総務事務所に勤 務し、土地利用調査業務に從 事する職員	消防学校に勤務する職員	総務部消防防災課に勤務し、 消防航空業務に従事する職員
一足	一着	一足
三年	三年	三年

別表の一の表四十八の項を次のように改める。

四十六	削除

別表の一の表四十六の項を次のように改める。
研究業務に従事する職員」に改める。

別表の一の表四十四の項目対象職員の欄中「商工企画課」を「商工政策課」に改め、同表四十五の項目対象職員の欄中「有機材料科、生産システム科、プロセス技術科若しくは無機材料科又は浜田工業技術指導所の窯業科に勤務する職員」を「無機材料科、有機材料科、生産システム科、若しくはプロセス技術科又は浜田技術センター研究開発科の窯業の試験研究業務に従事する職員」に改める。

農業試験場（生産工学科を除く。）、中海干拓営農センター、中山間地域研究センター又は栽培漁業センターに勤務し、試験研究業務に従事する職員	
農業試験場（生産工学科を除く。）、中海干拓営農センター、中山間地域研究センター又は栽培漁業センターに勤務し、試験研究業務に従事する職員	中山間地域研究センターに勤務し、畜産及び林業に関する試験研究分野の業務に従事する職員
長靴 雨衣 防寒衣 作業衣（冬） 作業帽 （夏）	白衣 作業衣（冬） （夏） 長靴 雨衣 防寒衣 作業靴 作業帽 （夏）
一足 一着 三年 三年	一足 一足 二年 三年

別表の一の表三十四の項を次のように改める。
を「農林水産部水産課、農林水産部漁港課」に改める。

別表の二の表一の項目対象職員の欄中「ダム又は空港の保守に従事する」の下に「及び中山間地域研究センターに勤務する」を加える。

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

附
則

平成15年3月28日

島根県報

号外第37号 (4)

平成十五年三月二十八日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行